

証券コード(1841)  
2021年6月11日

株 主 各 位

東京都大田区南雪谷2丁目17番8号  
サンユー建設株式会社  
取締役社長 馬 場 宏二郎

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及びご関係者の皆様、また感染症の拡大による影響を受けられている皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「緊急事態宣言」の発出や「まん延防止等重点措置」の適用等、各種対策が実施されてきましたが、依然として感染拡大への警戒を怠れない状況が継続しています。この事態を受けて慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、各種対策が継続的に実施されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月28日（月曜日）午前10時  |
| 2. 場 所 | 東京都大田区南雪谷2丁目17番8号<br>サンユー建設株式会社 本社ビル5階会議室<br>(末尾の会場案内図をご参照ください) |

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。  
予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 3. 目的事項 報告事項

第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監  
査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

第1号議案  
第2号議案

剰余金の処分の件  
取締役（社外取締役を除きます。）の譲渡制限付株式報酬制度における  
譲渡制限期間の改定の件

以上

#### ◎計算書類・連結計算書類の一部インターネットによる開示事項

本招集ご通知において提供すべき書面のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び  
当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
（<https://www.sanyu-co.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知  
の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類  
及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合及び今  
後の状況変化によって、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社  
ウェブサイト（<https://www.sanyu-co.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいま  
すようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、2018年か  
ら株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。何卒ご理解くだ  
さいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総  
会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせて  
いただく可能性があります。

### 新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

#### （株主様へのお願い）

- 本株主総会における議決権行使は、書面による方法が可能となっておりますので、新  
型コロナウイルス感染リスクを低減するため、健康状態にかかわらず、株主総会へ  
のご来場を見合わせていただくなど、議決権を事前に行使していただくことをご検討く  
ださいようご案内いたします。
- 株主総会にご出席を検討されている株主様は、当日の健康状態に十分ご留意いただき、  
特にご高齢の方、体調に不安のある方、妊娠されている方、海外から帰国されてから  
14日間が経過していない方は本総会への出席を見合わせることをご検討ください。

〈本総会における当社の対応及びご来場される株主様へのお願い〉

- ご出席の株主様との懇親会はございません。
- 会場建物入口及び会場受付に株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、適宜ご利用ください。
- ご来場の株主様はマスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 会場受付で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的利益還元という経営政策並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当は次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金15円

この結果、中間配当金（1株につき10円）を含めました当期の年間配当金は1株につき金25円となります。

なお、期末配当金の配当総額は53,519,160円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月29日

### 第2号議案 取締役（社外取締役を除きます。）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

当社は、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において、第7号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

その際、譲渡制限期間については、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約により当社の取締役会が定める期間（3年以上）としてご承認いただいておりますが、本株主総会において、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を退任するまでの期間へ改定することにつきご承認をお願いいたしたく存じます。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴い譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても必要な修正を加えることといたします。なお、上記改定につきましては、今後付与される譲渡制限

付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間を変更するものではありません。

なお、第2号議案が原案通りに承認可決されますと、本株主総会終結の時点において、対象取締役は7名となります。

**【ご参考 本議案を原案通りにご承認いただいた場合の本制度の概要】**

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込みについて  
対象取締役に当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式の発行又は処分し、これを保有させるものです。
2. 金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限について  
対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額は、年額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年2万株以内とします。
3. 本割当株式1株当たりの払込金額  
本割当株式1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）。
4. 譲渡制限期間について  
本割当契約により割当てを受けた日から取締役の地位を退任する日までの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）中、対象取締役は本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
5. 譲渡制限の解除  
当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本処分期日からその後最初に到来する定時株主総会の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。
6. 当社による無償取得  
本割当株式のうち本譲渡制限期間が満了した時点において、上記5. の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

#### 7. 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、この場合、当社は譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### 8. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

#### 9. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年2月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告13頁から15頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は総会で承認された年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.5%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は5%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

## (添付書類)

# 第72期 事業報告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられました。また、度重なる緊急事態宣言や「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づく政府のデジタル改革目標を受け、様々な企業がIT化への対応を求められました。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移していますが、住宅建設はおおむね横ばいとなっており、貸家の着工は、緩やかに減少しています。感染症の影響による受注状況の変化は予断を許さない状況が続いております。

ホテル業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により世界規模で急激な経済停滞に陥りました。日本国内においても入国制限に伴うインバウンドの大幅な減少に加え、政府から外出自粛要請が出されるなど極めて厳しい事業環境が続きました。

このような環境の中で、当社グループは、お客様の要望を具体的な形にして応えていくとともに、安定した利益を確保するために①建築事業における品質のさらなる向上、収益力の強化、②不動産事業における建物・宅地分譲の安定提供、③金属製品事業における製品開発及び利益体質の確立、④ホテル事業における安定したサービスの提供及び利益体質の強化を目標に掲げ全社一丸となり取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,499百万円(前年同期比16.7%減)、営業利益81百万円(前年同期比85.4%減)、経常利益158百万円(前年同期比72.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益40百万円(前年同期比91.0%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### [建築事業]

新型コロナウイルス感染症対策と厳しい受注環境の中、新規受注獲得及び継続したお客様からの受注獲得、コスト削減に努力してまいりました結果、受注高4,871百万円(前年同期比30.0%増)、完成工事高4,833百万円(前年同期比19.3%減)、セグメント利益251百万円(前年同期比54.5%減)となりました。



#### [不動産事業]

都心近郊の宅地分譲販売(サンリーフ)の堅調な売上と不動産賃貸事業の堅調な収入を確保した結果、不動産事業収入1,997百万円(前年同期比0.2%増)、セグメント利益467百万円(前年同期比9.1%減)となりました。

#### [金属製品事業]

鋼製型枠パネルの売上は安定したものの、全体としては新型コロナウイルス感染症の影響を受けた結果、金属製品売上高363百万円(前年同期比10.9%減)、セグメント損失4百万円(前年同期2百万円利益)となりました。

#### [ホテル事業]

新型コロナウイルス感染症の流行拡大を防ぐ対策で、度重なる緊急事態宣言などに伴い営業を自粛する時期がありました。GoToトラベルキャンペーンなどにより一時的には売上は増えたものの、非常に売上推移が厳しい状況となった結果、ホテル事業売上高305百万円(前年同期比49.7%減)、セグメント損失142百万円(前年同期16百万円損失)となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、301百万円であります。その主なものは、当社の賃貸用不動産1棟(東京都国分寺市)の購入費であります。

### (3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。



#### (4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第69期 (2018年3月期)	第70期 (2019年3月期)	第71期 (2020年3月期)	第72期 (当連結会計年度 (2021年3月期))
受 注 高	5,403	6,393	3,746	4,871
売 上 高	9,492	12,513	9,000	7,499
親会社株主に帰属する 当期純利益	374	779	450	40
1株当たり当期純利益	106円28銭	220円80銭	127円06銭	11円37銭
総 資 産	12,942	14,537	14,281	13,277
純 資 産	9,973	10,673	11,035	11,034

- (注) 1. 受注高の推移は建築工事の受注高であります。  
 2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を除いた株式数に基づき算出しております。  
 3. 第70期より連結計算書類を作成しております。  
 4. 第69期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、お客様の要望を具体的な形にして応えていくとともに、安定した利益を確保するために次の目標を掲げ、全社一丸となり努力してまいります。

- ①建築事業における品質のさらなる向上、収益力の強化。
- ②不動産事業における建物・宅地分譲の安定供給及び所有物件の維持管理の強化。
- ③金属製品事業における製品開発及び利益体質の確立。
- ④ホテル事業における安定したサービスの提供、安全安心してご利用を頂ける対応及び利益体質の強化。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ①親会社の状況

該当事項はありません。

##### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
行方建設株式会社	1,000万円	100%	型枠大工工事業

(7) **重要な企業結合等の状況**

該当事項はありません。

(8) **主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

事業部門	事業内容
建築	新築ビル、戸建住宅、改修工事他
不動産	売買、賃貸、仲介、企画
金属製品	中厚金属板加工、住宅用機材製造
ホテル	旅館、ホテル、簡易宿泊施設

(9) **主要な営業所及び工場** (2021年3月31日現在)

① 当社

営業所	本社（東京都大田区）、関東営業所（埼玉県北足立郡伊奈町）、町田営業所（東京都町田市）、伊豆網代温泉松風苑（静岡県熱海市）、ピーグル東京 Hostel&Apartments（東京都大田区）、コレドール湯河原 Dog&Resort（神奈川県湯河原町）
工場	埼玉工場（埼玉県北足立郡伊奈町）、資材加工工場（東京都府中市）

② 子会社

行方建設株式会社	本社（埼玉県川口市）、資材置場（埼玉県川越市）
----------	-------------------------

(10) **従業員の状況** (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
143名(80名)	4名増(13名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
128名(80名)	3名増(13名増)	46.4歳	11.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

(1) **主要な借入先の状況** (2021年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(2) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

**2. 会社の株式に関する事項** (2021年3月31日現在)

- (1) **発行可能株式総数** 8,800,000株  
(2) **発行済株式の総数** 4,000,000株 (自己株式 432,056株を含む)  
(3) **株主数** 935名  
(4) **上位10名の株主**

株主名	持株数	持株比率
馬場 邦明	611,330株	17.1%
(株)井門コーポレーション	258,700	7.3
馬場 利明	208,900	5.9
(株)三菱UFJ銀行	175,900	4.9
秋山 武男	171,400	4.8
村山 祐子	163,500	4.6
秋山 鉄工建設(株)	149,700	4.2
(株)フリーパネル	139,000	3.9
(株)井門エンタープライズ	100,000	2.8
(株)カバロ企画	100,000	2.8

- (注) 1. 当社は、自己株式を432,056株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) **当事業年度中に交付した譲渡制限付株式報酬の状況**

役員区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 17,722株	8名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	馬場宏二郎	
代表取締役副社長	馬場雄一郎	
専務取締役	永武浩	建築部門
常務取締役	清本孝敏	建築営業部門
取締役	大友正弘	建築部長
取締役	村山泰一	住宅事業部長 兼 不動産部長
取締役	下瀬川泰	財務部長
取締役	長谷川哲夫	総務部長
取締役	永塚良知	弁護士
常勤監査役	宇高稚彦	
監査役	工藤隆志	税理士
監査役	菅野祥介	税理士

- (注) 1. 取締役永塚良知氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役永塚良知氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
3. 監査役工藤隆志氏及び菅野祥介氏は、社外監査役であり、工藤隆志氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役工藤隆志氏及び菅野祥介氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外役員の他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において、下瀬川泰氏、長谷川哲夫氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

## ②退任

該当事項はありません。

## ③当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
馬場 雄一郎	代表取締役専務	代表取締役副社長	2020年6月26日
永武 浩	常務取締役	専務取締役	2020年6月26日
清本 孝敏	取締役建築部長	常務取締役	2020年6月26日
大友 正弘	取締役第二工事部長	取締役建築部長	2020年6月26日

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役永塚良知氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人数	報酬等の総額	基本報酬	株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	126百万円 (1百万円)	113百万円 (1百万円)	13百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5百万円 (1百万円)	5百万円 (1百万円)	(-) (-)
合計 (うち社外役員)	12名 (3名)	131百万円 (3百万円)	118百万円 (3百万円)	13百万円 (-)

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第57回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、並びに監査役の報酬限度額は年額15百万円以内と決議をいただいております。また、この報酬額とは別枠にて、取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額については、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において、年額20百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議をいただいております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

<上記報酬等に関する事項>

①株式報酬（非金銭報酬等）の内容

当社が導入している譲渡制限付株式報酬制度の内容は、取締役（社外取締役を除く）に対し企業価値の持続的な向上に資するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として割り当てるものです。

②取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2006年6月28日開催の第57回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該基本報酬とは別枠にて取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額について、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において、年額200万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2006年6月28日開催の第57回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年額150万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③取締役の個人別の報酬の内容についての決定方針に関する事項

i) 当該方針の決定方法

当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

ii) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、基本報酬とインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬で構成する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

各取締役の個人別の基本報酬については月例の固定報酬とし、人格、勤続年数、職務経験、業績、資格等の包括的な諸条件、また当社の企業価値向上に対する実効力を勘案し、各取締役の重点施策の推進状況を反映し、株主総会にて定められた範囲内で決定する。

譲渡制限付株式報酬については、取締役の役務と職務価値をもとに個人別の割当個数（株数）を取締役会で決定し、株主総会にて決議をいただいた範囲内で毎年一定の時期に付与する。

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の支給割合については、株主の皆様と各取締役が利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合とする。

- iii) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、公正性・透明性を確保するため、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、代表取締役副社長が報酬決定方針に基づく多角的な検討の結果作成した報酬原案を社長が承認していることから、取締役会も基本的にその原案を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の報酬等のうち、基本報酬については、個人別の具体的内容の決定を代表取締役社長馬場宏二郎に委任する旨の決議を取締役会にて行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。代表取締役副社長による多角的検討を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられています。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役永塚良知氏は、「永塚パートナーズ法律事務所 所長」、「東京地方裁判所 民事調停員」、「日章鋳螺株式会社 社外監査役」、「日本弁護士連合会 事務総長付特別嘱託」、「オンコリスバイオファーマ株式会社 社外監査役」であります。各団体及び法人と当社との間には特別な関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	永塚良知	当事業年度開催の取締役会11回のうち9回(81%)に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門の見地からの発言を積極的に行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
社外監査役	工藤隆志	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回(100%)、監査役会9回のうち9回(100%)に出席し、必要に応じ、税理士としての専門の見地からの発言を行っております。
社外監査役	菅野祥介	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回(100%)、監査役会9回のうち9回(100%)に出席し、必要に応じ、税理士としての専門の見地からの発言を行っております。



## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

20,500千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。当該金額について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行の状況や監査の品質等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行います。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理を尊重する行動ができるように会社の基本方針を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。各業務担当取締役は内部統制を推進するとともに法令遵守の教育・研修を継続的に実施し、法令遵守実効性の確保に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録等を含む）に記録・保存する事については当社の文書管理規程に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時これを閲覧できるものとする。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社のリスク管理については、担当部署にて規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・公開等を行うものとし、リスク状況の監視は取締役会により任命された内部監査責任者を中心とした内部監査チームが組織横断的にこれを行う。新たなリスクについては取締役会にて速やかに対応を行う。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務執行の効率化を図るため、取締役会を原則として月一回以上開催し、正確な情報の共有及び迅速な意思決定を行う。また、取締役会は会社全体の権限分配・意思決定ルールを策定し、各業務担当取締役は各部門の具体的な実効策を定め、改善の余地がある際には、改善を行うことにより会社全体の職務効率化を図る。

**(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

子会社を主管する当社の役員が、子会社の経営会議に必要なに応じて出席し、その業務、取締役等の職務の執行状況、その他経営上の重要事項等の報告を受ける。また、子会社の役員は一定の重要事項について適時・適切に報告を行う体制とする。

この情報に基づき、当社は子会社のリスク評価等を行うほか、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

当社は、子会社における職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、会社の基本方針を企業集団で共有し、コンプライアンス意識の向上を図る。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はその求めに応じ、使用人を置くこととし、監査業務を補助する範囲内においては、使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、取締役及び他の使用人は監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役の承認を得ることとする。

(7) **監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の役員及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれがある事実その他事業運営上の重要事項を適時・適切に報告し、内部監査チームは内部監査の結果を適時・適切な方法により監査役に報告する。なお、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を実施するとともに、監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役が当社の会計監査人や内部監査チームと定期的に情報交換をする他、監査業務に関する助言を受けるため、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を活用できる体制とする。監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) **反社会的勢力排除に向けた体制**

当社及び子会社は、健全な企業活動、市民社会の秩序や安全に障害や脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携し、毅然とした組織的対応をとることとする。

(10) **業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況**

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年5月19日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は上記(1)から(9)のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況については、定期的開催する取締役会において内部統制の運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況の報告や審議の充実により、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、コンプライアンスについては職種・職位に応じた教育・研修を実施することにより、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,878,136</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,207,081</b>
現 金 預 金	4,707,698	工 事 未 払 金	559,930
受 取 手 形	46,137	買 掛 金	30,794
完成工事未収入金	434,882	短 期 借 入 金	16,008
不動産事業未収入金	5,226	リ ー ス 債 務	6,917
売 掛 金	61,233	未 払 法 人 税 等	96,733
商 品 及 び 製 品	16,497	未 成 工 事 受 入 金	189,842
未 成 工 事 支 出 金	12,115	不 動 産 事 業 受 入 金	8,650
販 売 用 不 動 産	402,962	賞 与 引 当 金	7,824
不 動 産 事 業 支 出 金	40,542	完 成 工 事 補 償 引 当 金	200
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	37,450	そ の 他	290,180
仕 掛 品	10,975	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,036,094</b>
そ の 他	102,415	社 債	60,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,399,337</b>	リ ー ス 債 務	5,580
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,839,586</b>	退 職 給 付 に 係 る 負 債	259,400
建 物 ・ 構 築 物	2,232,177	預 り 保 証 金	543,446
機 械 ・ 運 搬 具	44,091	そ の 他	167,665
工 具 器 具 ・ 備 品	16,576	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,243,176</b>
土 地	4,534,677	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
リ ー ス 資 産	12,063	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,945,472</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>53,290</b>	資 本 金	310,000
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>506,460</b>	資 本 剰 余 金	317,865
投 資 有 価 証 券	320,245	利 益 剰 余 金	10,678,062
関 係 会 社 株 式	51,682	自 己 株 式	△360,455
長 期 貸 付 金	3,468	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	88,825
長 期 前 払 費 用	10,336	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	88,825
繰 延 税 金 資 産	77,632	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,034,298</b>
そ の 他	43,096	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>13,277,474</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,277,474</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	4,833,684	
不動産事業収入	1,997,552	
兼業事業売上高	668,678	7,499,914
売上原価		
完成工事原価	4,582,280	
不動産事業原価	1,529,666	
兼業事業売上原価	816,294	6,928,242
売上総利益		
完成工事総利益	251,404	
不動産事業総利益	467,885	
兼業事業総損失	△147,616	571,672
販売費及び一般管理費		489,689
<b>営業利益</b>		<b>81,983</b>
営業外収益		
補助金収入	61,576	
受取利息配当金	11,495	
その他の	6,354	79,427
営業外費用		
支払利息	3,151	
その他の	29	3,181
<b>経常利益</b>		<b>158,229</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	143,200	
固定資産売却益	94	143,294
特別損失		
減損損失	121,655	
固定資産除却損	51,427	173,082
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>128,441</b>
法人税、住民税及び事業税	92,070	
法人税等調整額	△4,122	87,947
<b>当期純利益</b>		<b>40,494</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>40,494</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年 4 月 1 日から )  
( 2021年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	310,000	316,040	10,726,503	△375,111	10,977,432
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△88,935		△88,935
親会社株主に帰属する当期純利益			40,494		40,494
自 己 株 式 の 取 得				△123	△123
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		1,825		14,780	16,605
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	1,825	△48,441	14,656	△31,959
当 期 末 残 高	310,000	317,865	10,678,062	△360,455	10,945,472

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	58,324	58,324	11,035,756
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△88,935
親会社株主に帰属する当期純利益			40,494
自 己 株 式 の 取 得			△123
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			16,605
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	30,500	30,500	30,500
当 期 変 動 額 合 計	30,500	30,500	△1,458
当 期 末 残 高	88,825	88,825	11,034,298

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,466,994</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,061,747</b>
現金預金	4,444,642	工事未払金	478,362
受取手形	34,007	買掛金	30,794
完成工事未収入金	378,741	リース債務	3,345
不動産事業未収入金	5,226	未払金	84,496
売掛金	61,233	未払費用	26,421
商品及び製品	16,497	未払法人税等	96,663
未成工事支出金	12,115	未成工事受入金	168,599
販売用不動産	402,962	不動産事業受入金	8,650
不動産事業支出金	40,542	預り金	29,212
原材料及び貯蔵品	18,530	前受収益	50,179
仕掛品	10,975	賞与引当金	4,264
その他	41,520	完成工事補償引当金	200
		その他の	80,557
<b>固定資産</b>	<b>7,544,049</b>	<b>固定負債</b>	<b>914,997</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,825,158</b>	社債	60,000
建物・構築物	2,227,485	リース債務	1,636
機械・運搬具	41,473	退職給付引当金	259,400
工具器具・備品	16,540	預り保証金	543,446
土地	4,534,677	その他の	50,514
リース資産	4,981		
<b>無形固定資産</b>	<b>51,667</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,976,745</b>
借地権	42,374	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	6,163	<b>株主資本</b>	<b>10,943,928</b>
その他	3,130	資本金	310,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>667,223</b>	資本剰余金	317,865
投資有価証券	313,538	資本準備金	310,093
関係会社株式	222,878	その他資本剰余金	7,771
長期貸付金	700	<b>利益剰余金</b>	<b>10,676,517</b>
長期前払費用	10,336	利益準備金	77,500
繰延税金資産	77,632	その他利益剰余金	10,599,017
その他	42,137	別途積立金	7,200,000
		繰越利益剰余金	3,399,017
<b>資産合計</b>	<b>13,011,043</b>	<b>自己株式</b>	<b>△360,455</b>
		評価・換算差額等	90,369
		その他有価証券評価差額金	90,369
		<b>純資産合計</b>	<b>11,034,298</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>13,011,043</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

( 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	3,825,624	
不 動 産 事 業 収 入	1,997,552	
金 属 製 品 売 上 高	363,045	
兼 業 事 業 売 上 高	305,632	6,491,854
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	3,684,797	
不 動 産 事 業 原 価	1,529,666	
金 属 製 品 売 上 原 価	367,812	
兼 業 事 業 売 上 原 価	448,481	6,030,759
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	140,826	
不 動 産 事 業 総 利 益	467,885	
金 属 製 品 総 損 失	△4,767	
兼 業 事 業 総 損 失	△142,848	461,095
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		350,951
<b>営 業 利 益</b>		<b>110,143</b>
営 業 外 収 入		
補 助 金 収 入	57,259	
受 取 利 息 配 当 金	11,227	
そ の 他	1,914	70,401
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,909	2,909
<b>経 常 利 益</b>		<b>177,635</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	143,200	
固 定 資 産 売 却 益	94	143,294
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	217,303	
固 定 資 産 除 却 損	51,427	268,730
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>52,199</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	92,000	
法 人 税 等 調 整 額	△4,122	87,877
<b>当 期 純 損 失</b>		<b>△35,678</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	310,000	310,093	5,946	316,040	77,500	7,200,000	3,523,631	10,801,131
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△88,935	△88,935
当 期 純 損 失							△35,678	△35,678
自己株式の取得								
譲渡制限付 株式報酬			1,825	1,825				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	1,825	1,825	-	-	△124,613	△124,613
当 期 末 残 高	310,000	310,093	7,771	317,865	77,500	7,200,000	3,399,017	10,676,517

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△375,111	11,052,060	60,824	60,824	11,112,884
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△88,935			△88,935
当 期 純 損 失		△35,678			△35,678
自己株式の取得	△123	△123			△123
譲渡制限付 株式報酬	14,780	16,605			16,605
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			29,544	29,544	29,544
当期変動額合計	14,656	△108,131	29,544	29,544	△78,586
当 期 末 残 高	△360,455	10,943,928	90,369	90,369	11,034,298

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

サンユー建設株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 原 伸 夫 ㊟  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンユー建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンユー建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計

算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

サンユー建設株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 金 井 匡 志 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 原 伸 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンユー建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断

される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査機関その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

サンユー建設株式会社 監査役会

常勤監査役 宇 高 稚 彦 ㊟

社外監査役 工 藤 隆 志 ㊟

社外監査役 菅 野 祥 介 ㊟

以 上

メ モ

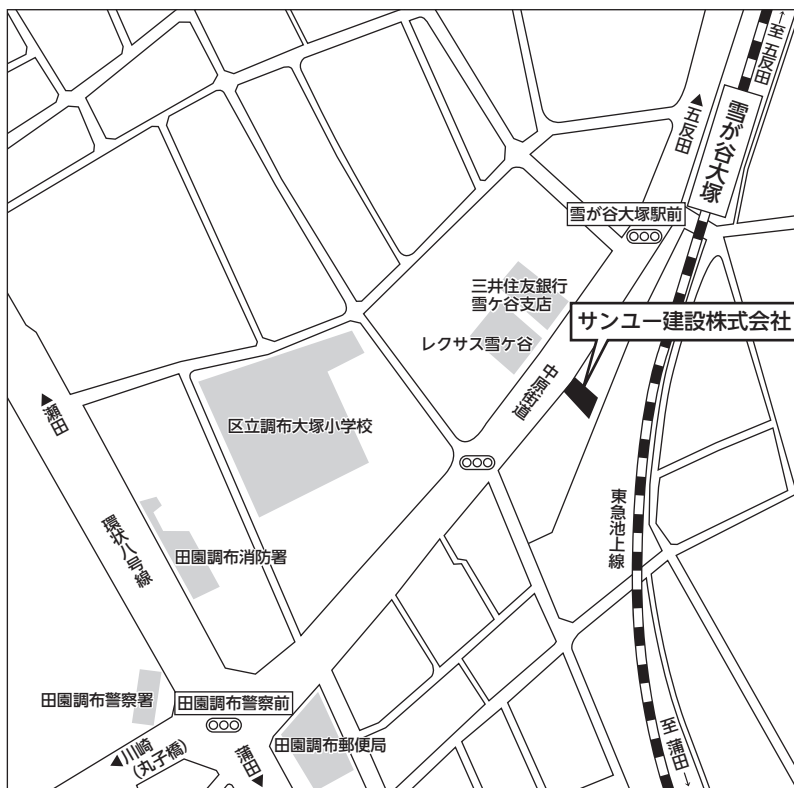
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

東京都大田区南雪谷2丁目17番8号

サンユー建設株式会社 本社ビル 5階会議室

- ・本総会における新型コロナウイルス感染リスクに伴う対策につきましては、本招集ご通知2～3ページをご確認いただけるようお願い申し上げます。
- ・2018年から株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



<最寄り駅> 東急池上線「雪が谷大塚」駅 徒歩2分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。